

特定登録調査機関制度の運用について(機関向け)

平成27年3月

特 許 庁

1. 先行技術調査業務の運用

(1) 対象となる出願について

特定登録調査機関は、登録区分の審査請求前の出願について先行技術調査業務を行うことができます。

ただし、業務の公正性・中立性の観点から、特定登録調査機関は自己又はその子会社の特許出願についての先行技術調査は行うことができません。

(2) 料金について

料金は、特定登録調査機関が決めることができます。

ただし、特許庁が特定登録調査機関制度の状況を把握するために、特定登録調査機関は、以下の2点を行わなくてはなりません。

- ① 先行技術調査業務に関する料金に関する事項を業務規程で定めること。
- ② 個々の先行技術調査業務の料金を帳簿に記載、保存すること。

(3) 先行技術調査業務について

特定登録調査機関が先行技術調査を行う際は、特許庁検索システムを使用した検索は必ず行わなければなりません。特許庁検索システムを使用した調査に加えて更に、各々の特定登録調査機関が独自の調査業務を行うことは可能です。

なお、特許庁検索システムは、登録調査機関及び特定登録調査機関としての先行技術調査業務以外に使用することはできません。また、登録調査機関としての先行技術調査業務と特定登録調査機関としての先行技術調査業務は、明確に分けて使用する必要があります。特許庁は、その使用状況を確認するために、特許庁検索システムを使用した検索の履歴を取得します。

(4) 調査報告番号及び調査報告について

特定登録調査機関には、作成した全ての調査報告とその調査報告番号(後記)を特許庁に提出して頂きます。

(4)－1 調査報告番号

特定登録調査機関は、依頼者に調査報告を交付する際には、当該報告を特定す

る番号である「調査報告番号」を付与して下さい。

調査報告番号の付与の仕方は以下のとおりです。

□□□□□□□□□□SR○○○▲▲▲

(例)2005123456SR001001

□□□□□□□□□□(出願番号 10桁)

○○○(特定登録調査機関登録番号3桁)

▲▲▲(作成履歴番号3桁、右詰、空欄は「0」を記入)

そして、特定登録調査機関は、依頼者に調査報告を交付すると同時に、特許庁に調査報告番号を提出して下さい。

調査報告番号が提出されなかったり、提出が遅れたり、また、調査報告番号が間違っていたりしますと、審査請求手数料を軽減されないことがありますので、十分ご注意ください。

(4)－2 調査報告について

特定登録調査機関は、調査報告を利用者に交付すると同時に、特許庁にも当該調査報告を記録した電子記録媒体を提出して下さい。調査報告は、審査請求予定の有無に関わらず、全て特許庁に提出して頂きますので、特定登録調査機関が利用者と守秘義務契約を締結する際は、この点に留意して下さい。

なお、特定登録調査機関から特許庁に提出された調査報告のうち、審査請求時に調査報告番号が記載された調査報告は公開対象となりますが、審査請求がなされなかった特許出願に関するものが、特許庁外に公表されることはありません。

(4)－3

調査報告番号及び調査報告の提出方法や様式等については、以下までお問い合わせ下さい。

特許庁 特許審査第一部 調整課 審査推進室 審査推進企画班

TEL 03-3581-1101(内2453)

(5) 審査請求料の軽減について

調査報告は、特定登録調査機関から特許庁に提出されますので、審査請求時に審査請求人からの提出を依頼して頂く必要はありません。審査請求人は、審査請求書に調査報告番号を記載すれば、請求の手数料が軽減されます。

ただし、以下の場合は、審査請求手数料が軽減されないことがありますので、十分ご注意ください。

- ①審査請求人が、審査請求書に調査報告番号を記載しなかったり、間違った調査報告番号を記載した場合

- ②特定登録調査機関が、調査報告番号や調査報告を特許庁に提出しなかったり、提出が遅れた場合
- ③特定登録調査機関が、間違った調査報告番号を特許庁に提出した場合

2. その他業務に関して必要な事項

(1) 先行技術調査業務について

- ①特定登録調査機関には、先行技術調査業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、先行技術調査業務を遅滞なく実施しなければならない義務があります。
- ②特定登録調査機関には、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない義務があります。
- ③先行技術調査には相当の品質が求められます。登録調査機関が行う調査業務の概要をまとめた「[先行技術調査の概要](#)」の「1. (1)②～⑤, (2)」等を参考にしてください。

(2) 帳簿の記載と保存について

特定登録調査機関は、帳簿を備え以下の事項を記載して下さい。帳簿の保存期間は先行技術調査業務を廃止するまでです。

- ①各月において行った先行技術調査業務に係る特許出願の件数
- ②先行技術調査業務に係る特許出願番号
- ③調査報告番号
- ④依頼者
- ⑤依頼日
- ⑥料金
- ⑦調査報告の交付日

(3) 業務規程の変更について

特定登録調査機関は、先行技術調査業務規程の変更の届出をするときは、業務を変更しようとする日の2週間前までに、以下に掲げる事項を記載した届出書提出して下さい。【様式1】

- ①変更しようとする事項
- ②変更しようとする年月日
- ③変更の理由

(4)登録事項の変更について

特定登録調査機関は、その名称又は先行技術調査業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、特許庁長官に変更の届出を行って下さい。【様式2】

(5)登録の更新について

登録の有効期間は3年です。登録の更新を受けようとする場合は、更新希望日の2週間前までに申請を行って下さい。申請に必要な書類は、原則、新規登録の申請時と同様です。

(6)業務の休廃止について

特定登録調査機関が先行技術調査業務を休止又は廃止しようとするとき(一部の業務を休廃止する場合等を含む)は、あらかじめ、その旨を特許庁長官に届け出る必要があります。【様式3】

(7)改善命令

特許庁長官は、先行技術調査業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、業務の改善を命じることがあります。

(8)登録の取消し等

特許庁長官は、特定登録調査機関が例えば次のいずれかに該当するときは、登録の取消しや調査業務の停止を命じることがあります。

- ・特許庁長官の業務規程の変更命令、適合命令又は改善命令に違反したとき
- ・不正の手段により登録を受けたとき

(9)報告

特許庁長官は、特定登録調査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求めることがあります。

(10)立入検査

特許庁職員又は特許庁職員及び庁の指定する者が特定登録調査機関に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することがあります。

(11)公示

特許庁長官は、新たに特定登録調査機関を登録したとき、特定登録調査機関が変

更及び休廃止を届け出たとき及び登録の取消し等を行ったときは、その旨を官報に公示します。

【様式1】

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

特定登録調査機関名 印
代表者名 印

業務規程変更届出書

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第39条の7に従い業務規程の変更について届け出ます。

なお、業務規程の変更個所について、変更前と変更後の内容を本届出書に添付いたします。

1. 変更しようとする事項

2. 変更しようとする年月日

3. 変更の理由

【様式2】

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

特定登録調査機関名 印
代表者名 印

変更届出書

下記のとおり、特定登録調査機関の名称、先行技術調査業務を行う事務所の所在地について変更するので、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第39条の11において準用する同法第21条の規定に従い届け出ます。

記

1. 変更後の名称又は先行技術調査業務を行う事務所の所在地
2. 変更しようとする年月日
3. 変更の理由

【様式3】

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

特定登録調査機関名 印

代表者名 印

業務の休廃止届出書

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第39条の8に従い、先行技術調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止することについて届け出ます。

記

1. 休止し、又は廃止しようとする先行技術調査の区分
2. 休止し、又は廃止しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
4. 休止又は廃止の理由